



#### 4 施設の利用状況（利用者数）

（単位：人）

区分	前期間平均	指定管理期間						備考
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	期間平均	
第1四半期	8,618	8,537	10,319	7,102	8,514	7,222	8,339	
第2四半期	7,758	8,392	8,495	8,070	6,073	6,558	7,518	
第3四半期	7,044	7,495	7,303	7,387	5,989	5,761	6,787	
第4四半期	4,517	4,943	4,974	4,295	3,856	3,754	4,364	
年間計（実績）	27,937	29,367	31,091	26,854	24,432	23,295	27,008	
年間計（計画）		39,340	39,340	39,340	39,340	39,340	39,340	

#### 5 収支の状況

（単位：千円）

区分	前期間平均	指定管理期間						備考	
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	期間平均		
収入	県委託料	19,770	19,542	19,726	19,905	19,905	20,350	19,885	単位未満四捨五入のため、小計と内訳の計が一致しない場合がある。
	利用料金収入	10	15	16	1	6	1	8	
	事業収入	144	234	236	81	24	35	122	
	小計	19,924	19,792	19,977	19,987	19,935	20,386	20,015	
支出	人件費	10,029	9,116	9,672	10,788	10,541	11,425	10,308	
	維持管理費	9,098	9,656	9,391	8,439	8,906	8,385	8,955	
	事業費	796	1,020	914	760	488	576	752	
	小計	19,923	19,792	19,977	19,987	19,935	20,386	20,015	
収支差額	0	0	0	0	0	0	0	0	

#### 6 利用者の意見等への対応状況

##### (1) 利用者意見（満足度等）の把握方法

把握方法	① 定例自然観察会、バードカービング講習会実施時に参加者より、聞き取り ② 野鳥観察室にアンケート用紙、メッセージカード及びノートを置き、利用者の自由記入 ③ 電話・口頭受付簿にて、直接	実施主体	小岩井農牧（株）
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------	------	----------

##### (2) 利用者からの苦情・要望

受付件数	苦情なし、要望1件、その他48件		
主な苦情、要望等	対応状況		
苦情：なし	—		
要望：1件	1件；つつじ園の開花向上について		
その他：対応の主なもの			
管理についての情報提供 21件	2件；ツキノワグマの目撃情報。		
生物関連の質問 16件	10件；生物の特徴、保護の仕方を資料等から回答。不明確なものは、試験研究機関の研究者及び岩手県立博物館等の学芸員に確認の上回答。 6件；幼傷病野生鳥獣の保護。		
資料等の寄贈 5件	拝受し、館内資料、展示に活用。		
その他利用者からの積極的な評価等			

2件；謝辞として、遠足行事の御礼。

## 7 業務点検・評価（※）

### (1) 業務の履行状況

項目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
運営業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用料金が県の承認を受けたものとなっている。</li> <li>施設使用許可等申請の受付・処理体制が適正である。</li> <li>施設利用等料金の徴収、減免、還付等が適正に行われている。</li> <li>利用者に対し、正当な理由がないのに施設の利用を拒むなど、不当な差別的取扱いをしていない（公共性、公平性の確保）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用料金は、県の承認を受けた項目及び金額を徴収した。</li> <li>施設使用許可等申請の受付・処理体制、書式、施設利用等料金の徴収、減免、還付等を県の規定に基づき、適正に行った。</li> <li>利用者に対し、正当な理由がないのに施設の利用を拒むなど、不当な差別的取扱いをしていない（公共性、公平性の確保）。ただし、岩手県暴力団排除条例により、利用案内、使用許可申請に反映させ、利用を拒む場合の理由を明確にした。</li> </ul>	A
施設の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の実績程度の利用者数を確保している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス対策処置としての入館制限・行事参加者定員設定により、利用者が減少した（利用者数の令和1年度比75%）。</li> </ul>	B
事業の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画的に行事を実施し、参加者数を確保している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画的に行事を実施し、利用者数を確保した。ただし、新型コロナウイルス対策処置として、①身体的距離を保つための参加者数の制限等開催時の運営方法の設定、②新規感染者数の動向を指標とした行事中止基準の設定を行い、安全な運営を第一とした。その結果、予定31行事のうち実施は24行事の実績となった。</li> </ul>	B
施設及び設備等の維持管理状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本協定に定める維持管理に係る業務が適正に実施されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本協定に定める維持管理に係る業務を適正に実施した。</li> </ul>	A
記録等の整理・保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務日誌、点検記録、整備・修繕等の履歴など各種管理記録等、帳票書類が整理、保管されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務日誌、点検記録、整備・修繕等の履歴など各種管理記録等、帳票書類を整理、保管した。なお、個人情報、警備情報等については、施錠管理した。</li> </ul>	A
自主事業、提案内容の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主事業、提案内容の管理運営、事業等が計画的に行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案内容を各年度計画に展開し、事業を遂行した。</li> </ul>	A
(施設所管課評価)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>成果のあった点： 計画に基づき適切に管理・運営を行った。施設の利用者数について、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、利用者が減少したが、前期間の95%の利用者数を確保した。</li> <li>改善を要する点： 特になし。</li> </ul>			A

## (2) 運営体制等

項目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
職員の配置体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知識、経験を有する人員が適切に配置されている。</li> <li>・ 職員が仕事内容を十分に把握している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各業務内容を定め、その有資格者、経験者及び関連教育訓練を受けた人員を配置した。</li> <li>・ 実務の専門性及び確実性を図るため、公園管理運営士、防火管理者、自然観察指導員、シェアリングネイチャーリーダー、樹木医、1級造園施工管理技士を配置し、当組織の実務の遂行能力を高めるよう努めた。</li> <li>・ 業務マニュアルを定め、計画書とともに県の承認を受けた上で、スタッフの教育訓練を行い、定着を図った。</li> <li>・ 個別事案については、事務連絡票の稟議及び月例運営会議を行い、情報共有と問題解決手法のスキルアップを図った。</li> <li>・ 個人情報の取り扱いおよびコンプライアンスに関するもの、自然体験活動における安全管理、動植物調査法、高齢者および障がい者接遇についての職員研修を行い、職員の専門知識・資質向上、施設の改善を図った。</li> </ul>	A
苦情、要望対応体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情・要望等の受付・処理体制が整備されている。</li> <li>・ 苦情・要望等への対応が適切である。</li> <li>・ 職員間の情報共有が適切に行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受付様式及び運用方法を定め、スタッフの教育訓練を行い、公平・公正な対応を図った。</li> <li>・ 対応の進捗について、応急対応、抜本的対応など、対応フェーズを回答し、理解を得るよう図った。</li> <li>・ 判断が難しい案件については、当団体の指定管理運営委員会での検討、さらに監督官庁である盛岡広域振興局林務部への相談を行った。</li> <li>・ 処理経過をスタッフ全員に周知し、情報共有と対応の確実性を図った。</li> </ul>	A
危機管理体制（事故、緊急時の対応）	<p>次について適切に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故防止の対策</li> <li>・ 緊急事態発生時の対処マニュアル等の整備</li> <li>・ 非常訓練等の実施</li> <li>・ 事故発生時の対応、報告</li> <li>・ 再発防止のための措置等</li> </ul>	<p>次について適切に行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期点検、日常の巡視において、早期に異常個所を発見し、予防保全を図った。</li> <li>・ 緊急事態発生時の対処マニュアルを整備し、非常時訓練を年2回行い、定着を図った。</li> <li>・ 消防署職員の指導協力により、避難誘導、通報、担架搬送、AEDを用いた心肺蘇生法などを行った。</li> <li>・ 事故・事件の種類について、要救護者の救護、危険物、違法行為、不法投棄及び遺失物などを想定して訓練した。</li> <li>・ 事故発生時は、人命第一に対応した。第三者へ危害が及ばないように対応した。</li> <li>・ 速やかに関係機関に速報を発信し、指示をあおぎ、状況の変化に応じて、都度報告した。</li> <li>・ 抜本的な対策の実施あるいは提案を行い、再発防止を図った。</li> </ul>	A

コンプライアンスの取組み、個人情報の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令遵守への取組みがなされている。</li> <li>公の施設としての公共性、公平性が確保されている。</li> <li>個人情報が適正に管理されている。</li> <li>個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じている。</li> <li>県の承諾なしに、業務を第三者に委託していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法・消防法・労働基準法・労働安全衛生法・電気事業法・大気汚染防止法・森林法・県立自然公園条例・個人情報保護法・岩手県暴力団排除条例等について、各法規類の要求事項を確認し遵守した。</li> <li>個人情報保護法については、当社個人情報保護方針を受付窓口に掲示するとともに、名簿類の表紙に表示し、利用者に示した。また、随時スタッフを指導するとともに、漏えいを防止するため所定箇所に施錠保管した。</li> <li>委託先は、「令和4年度岩手県滝沢森林公園管理計画書」に業務内容および委託先候補を示し、承認を受けた上で委託契約を締結した。</li> </ul>	A
県、関係機関等との連携体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>県や関係機関との意思疎通が十分に図られている。</li> <li>緊急時の連絡体制が整備されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「令和4年度岩手県滝沢森林公園管理計画書」に緊急時の連絡体制を定め、盛岡広域振興局との共有化を図った。 事務室掲示、スタッフに示し、現場での共有化を図った。</li> <li>年2回避難誘導、通報訓練を行った。</li> <li>滝沢交番を定期的に訪問し、警察官との情報交換を行った（防犯情報、拾得物提出）。夜間、公園へのパトロールの立ち寄りが定例化された。</li> <li>新型コロナウイルス感染症拡大防止等重要事項について、岩手県の方針に、即時に対応した。</li> <li>公園内で盗掘、盗伐、生物の持ち去りが横行した。法令に基づいた制札板を増設した。なお、制札板の文面にあたっては、林務部の指導を仰いだ。</li> </ul>	A
(施設所管課評価)	<ul style="list-style-type: none"> <li>成果のあった点： 職務内容を十分に理解した職員を適切に配置するとともに関係機関と連携し、業務を円滑に行った。 緊急時に備えた訓練の適切な実施や新型コロナウイルス感染症拡大防止対応等利用者の安全確保に努めた。</li> <li>改善を要する点： 特になし。</li> </ul>		A

(3) サービスの質

項目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
運營業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の接客態度が良好である。</li> <li>各種事業等が適切に実施されている。</li> <li>施設の管理・運営に必要な研修等が実施されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>接客についての基本姿勢を掲示し、始業時に暗唱することで、定着させた。</li> <li>令和4年度計画書に基づき、各種事業を遂行した。</li> <li>施設の管理運営に関する事項をスタッフに回覧し、常時最新情報を共有した。 月例打合せにより、再度確認し、定着させている。また、マニュアルの修正に反映させ、予防保全を図った。</li> </ul>	A
利用者サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者ニーズに応じた施設運営状況（利用日・利用時間等）である。</li> <li>積極的・効果的な広報活動を行っている。</li> <li>PRに効果的なホームページが作成・運営されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の行事の要望を事業計画に反映させて実施した。利用日及び利用時間については、遠来の利用者が参加しやすい時間帯を設定した。</li> <li>マスコミへの情報提供、ラジオ番組出演、企画取材によるPRを行った。また、近隣施設、教育関係、運輸関係等を訪問し、相互広報等により、地域連携や顔の見える広報を心がけた。御利用いただいた団体に継続的に情報提供し、繰り返し利用を図った。</li> </ul>	A

	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用等の予約がしやすい。</li> <li>利用者サービスの維持・向上に向けた取組みを行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページにより、興味を引くような表現と適時の情報提供を行った。また、Facebook の導入により、周知事項および森の様子の即時性を向上させた。</li> <li>打合せ書及び各種申請書をホームページからダウンロードでき、予約の簡便性向上、正確性、未定部分が多くても柔軟に対応できるよう工夫した。</li> <li>新規導入プログラムに関しては、安全性、合目的性、新規性、有効性を評価して運営した。 マンネリ化を感じさせないよう、常時情報収集しながら、スキルアップを図った。</li> </ul>	
利用者アンケート等	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者アンケート等を積極的に行い、利用者の意見等の把握に努めている。</li> <li>アンケート結果等に対し適切に対応している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>積極的な対話機会の創出により、隠れた危険や要望の発見に努めた。</li> <li>利用者の公平・公正性及び納得性を得ることを第一と考え対応した。</li> <li>対応の進捗について、応急対応、抜本的対応など、対応フェーズを回答し、理解を得るよう図った。</li> <li>処理経過をスタッフ全員に周知し情報共有と対応の確実性を図った。</li> </ul>	A
(施設所管課評価)			A
<ul style="list-style-type: none"> <li>成果のあった点： 各種事業を適切に実施した。 職員間での情報共有を徹底し、利用者への適切な対応に努めた。 フェイスブック等の各種メディアを活用し、積極的な広報活動により誘客に努めた。</li> <li>改善を要する点： 特になし。</li> </ul>			A

(4) サービス提供の安定性、継続性

項目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
事業収支	<ul style="list-style-type: none"> <li>応募段階の収支計画と乖離していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応募段階の収支計画とほぼ合致した収支計画を行い実施した。</li> </ul>	A
指定管理者の経営状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務状況が著しく悪化していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務状況は、悪化していない。 ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応するため、衛生管理に係る費用支出が増加した。 修繕費、物価および燃料費等の高騰により、費用支出が増加した。</li> </ul>	A
(施設所管課評価)			A
<ul style="list-style-type: none"> <li>成果のあった点： 概ね計画どおりに実施できた。</li> <li>改善を要する点： 特になし。</li> </ul>			A

※（注1）県記載欄：「事業計画・県が求める水準」、「評価指標」「施設所管課評価」

指定管理者記載欄：「実績（自己評価）」

（注2）評価指標

- A：協定書、提案書等の内容について高レベルで実施され、また、計画を上回る実績（効果）があり、優れた管理がなされている。
- B：概ね協定書、提案書等の内容どおり実施され、計画どおりの実績（効果）があり、適切な管理が行われている。
- C：一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み、または改善される見込みである。
- D：協定書等の内容に対し、不適切な事項が認められ、改善を要する。

## 8 指定開始年度から評価年度までの総合評価

### (1) 指定管理者の自己評価

#### ① 成果があった取組み、積極的に取り組んだ事項

- ・ 施設管理においては、巡視により早期発見、予防保全に努めた。  
バイオマストイレの定期点検において発見された課題について、中長期的修繕案を提案した。
- ・ 公園利用指導については、巡視時に花鳥風月のみどころの案内を口頭及びオリジナルリーフレット配布により、来園者とのコミュニケーションの緊密化を図った。
- ・ 森林に関する知識の普及のためのイベントや森林愛護思想の高揚を図るための体験的学習の実施、クラブ教室などを企画し、開催した。森林における保健休養効果を体感できるようシェアリングネイチャー、ノルディックウォーキング（ガイド付、セルフ体験）およびスノーシュートレッキング（ガイド付、セルフ体験）を開催した。  
四季を通じた公園利用を図るため、観察会は通年開催し、冬ならではの行事として、スノーシュートレッキング・かんじき体験を開催した。それぞれ、経験、年齢などを問わず参加できるように運営した。参加機会の拡大を図るため、HPや各種メディアを用いた。
- ・ 近隣施設・団体（岩手県鳥獣保護センター、アピオ、馬っ子パークいわて、岩手県立大学、岩手県立博物館、奥州市牛の博物館、盛岡大学、岩手大学、滝沢市社会福祉協議会、滝沢市観光協会、IGR いわて銀河鉄道、日本野鳥の会もりおか、盛岡市動物公園、岩手県獣医師会、(社)岩手県シェアリングネイチャー協会、など）と相互の広報、観察会・イベント及び研究を協働・共催し、施設相互の連携による相乗効果、魅力の再発見を図った。
- ・ 岩手県立博物館から、はく製用に野生鳥獣へい死体の提供の要望があり、保管資料を提供した。
- ・ 教員研修、学生ボランティア、学芸員研修、インターンシップなど研修の受け入れを行った。
- ・ 植栽管理において野草保全ゾーン及び野生動物誘致ゾーンを創出し、魅力づくりに活用した。
- ・ 希少野生生物の生息が発見された場合、絶滅の危険要因を排除するよう対策を講じた。その方法および実施効果の評価について、学識経験者（岩手県立大学および岩手県立博物館）に助言を求め、妥当性の向上を図った。これら案件の一部は、岩手県立大学総合政策学部卒業研究として活用され、その研究成果を公園管理運営に活用した。
- ・ 侵略的外来生物の駆除について、オオハンゴンソウを IGR いわて銀河鉄道との協働、ブラックバスを学生ボランティアとの協働により実施した。
- ・ ネイチャーセンターにおいては、森林に関する専門スタッフを配置し、生物季節情報の集積と発信、来園者からの問い合わせ対応、緑の活動団体（小学校から大学、研究機関等）の活動・研究の支援、協働を行った。来園者の作品の展示、研究成果展示など交流の場を創出した。
- ・ 福祉施設（介護・養護）の自然観察・クラブの受け入れにあたって、滝沢市社会福祉協議会の協力により、障がい体験研修会（H27 車いす使用者、H28・H29 視覚障がい者、H30 ハートフルピクニック）を開催し、接遇方法の習得および施設の改善点を指摘していただいた。ベビーコーナーを含め、ハードウェアを見直し、ユニバーサルサービスの向上を図った。H31 は、奥州市視覚障がい者福祉協議会の散策を受入れ、ハンズオンの展示（触覚、嗅覚）を試行し、好評を得た。インバウンド対応と聴覚障がい者の対応として、受付にコミュニケーションボード（イラスト、英語併記、指差し式）および窓辺の野鳥ガイドシート（学名および英名併記）を備え付けた。
- ・ ユニバーサルデザインについての検討を行い、交通アクセス面での課題を見つけ、公共交通機関への聞き取りおよび対応可能ポテンシャルを探るとともに、改善と協力をお願いした。IGR 滝沢駅の上り線ホームへの昇降が課題であり、IGR では当面改修予定がないとのことでホーム側への入線切り替え、代替え交通として岩手県北バスのノンステップバスの運行の協力の可能性が見いだされた。
- ・ ユニバーサルデザインについてのハードウェア面での改善案について、R03 水辺の広場池周回コース～駐車場～トイレのルートについて、レイアウト、仕様、費用見積もりを行い、岩手県に提案し、改修工事が行われた。
- ・ 当公園でのバリアフリー化およびユニバーサルデザイン化をテーマに、東京農業大学、岩手大学および全国森林リクエーション協会より、「高齢者・障がい者を対象とした森林公園の保健休養の活用」について、アンケート調査があり、現状を回答した。
- ・ マスコミへの情報提供、番組制作への情報提供を行い、当公園の自然環境の魅力について、県民に周知を図った。

② 現在、苦慮している事項、今後、改善・工夫したい事項、積極的に取り組みたい事項

・感染症対策

全国の新型コロナウイルス感染状況が刻々と変化しており、来園者およびスタッフへの感染防止のための、臨時閉園、閉館、行事中止の判断基準および講師報償費の取り扱い等について、協議が必要である。

消毒に関する指針、特に不特定多数が常時使用するトイレについて整備して頂く必要がある。

これら対策に係る経費増により、指定管理料を圧迫したが増額変更が行われなかった。

・治安の維持について

当公園及びトイレは、365日24時間開放されており、公園はどこからでも入園できる空間である。いつでも利用できることは、利用者にとって満足度を高めているとも思われる。トイレの非常ベルは、警備会社に通報されるよう改良した。

しかしながら、近年、当公園内でも、放火、有毒ガスによる自殺未遂、不法投棄等の違法行為が発生した。

これらを未然に防ぐには、利用を制限すべきなのか、防犯カメラ等監視装置を設置し、当公園における利用者の自由と治安の維持のありかたについて、検討すべきと思われる

・バイオマストイレ

日常点検の徹底により、不具合が早期発見されているが、10台のポンプやトイレシステムの経年劣化が連続的に起こり、経費を圧迫した。

異物除去槽の不具合（し尿とトイレトペーパーの分離によりつまり）が発生し、人力による攪拌を試行してきたが、各種感染症の懸念があった。自動で攪拌する装置および費用見積もりを岩手県に提出し、改善工事が実施された。

・木製品の経年劣化

木柵、案内板、制札板、道標、ベンチなどの木製品の経年劣化が著しく進行しており、修繕費では対応しきれない状況となっている。予算編成資料を岩手県に提出済みであり、順次執行を検討する必要がある。

・公園内林地で、原因不明の陥没が発生しており、原因究明と対応が必要である。

・気象災害への対応

冠雪害、台風被害およびいわゆる爆弾低気圧による暴風雪による倒木被害が、数年次にわたって発生し、滝沢市道上の交通障害、電線切断及び隣接民地への加害が発生した。発生直後、関係機関との連携により被害拡大の防止を図ってきた。

発災後、危険個所の規制を行い、緊急自動車の進入路確保、公園利用に支障がないよう迂回路の設置・周知を行い、安全確保と利用者のサービス維持に努めた。

支障木伐採が岩手県の事業で順次執行され、復旧が促進されたが、2か所（①IGR跨線橋へ向かう市道沿い、②東部体育館から鈴木機械の一部、盛岡衛生組合向かいの市道沿い）が未着手（数量、形状寸法および危険度合についての調査協力および情報提供済み）であり、落枝や車両への接触の苦情が寄せられた。

支障木（傾斜木、越境木、建築限界超過木）については、市道および隣接民地の人身および財産への加害の危険が増大している。

また、被害木は、アカマツが多いため、マツ材線虫病の伝染が懸念される。H27年3月から滝沢市内も被害地域に指定されたため、継続した対応が必要である。

・散策路沿いの支障木の発生

林木が過密状態となり、相互に庇圧し、枯枝が多数発生している。特に散策路沿いについては、来園者への落枝事故の危険性が増大しており、多数の整理伐が必要となっている。散策路の現状の幅員、木橋により、高所作業車や重機類の進入が難しい。

・修景植栽の観賞価値の維持

過密となり、観賞価値が低下している箇所がみられる。

・人畜共通感染症（エキノコックス症、サルモネラ菌感染症など）および大型哺乳類による危害防止への対応

人畜共通感染症および大型哺乳類による人命への危険および希少野生生物への影響が危惧される。ツキノワグマについては、R04には当公園内でツキノワグマの目撃が相次いだ。イノシシについては、最近では、滝沢市内および盛岡市浪民付近での目撃が報告されており、注意を要する。

各地の対応事例について情報収集し、対応策について、検討しておく必要がある。



・休場日について（森林公園条例 第2条 休場日）

休場日が週1回のため、スタッフの大型連休の代休および有給休暇取得促進等の調整に苦慮した。

・冬季使用時間について（森林公園条例 第2条 使用時間）

ネイチャーセンターの使用時間は、通年9時から16時30分までとなっているが、冬季の日長の短い期間の16時から16時30分は、暗くなると同時に野生動物がねぐら入りし、観察が難しい状態となっている。実際、入館滞在者が少ない傾向がある。

・許可を受けなければならない行為の明確化（森林公園条例 第3条 許可を受けなければならない行為）

森林公園条例第3条(2)業としての写真撮影および(3)展示会その他これに類する催しものについて、明確な定義が条例に記載されていないため、許可申請者への即答に苦慮し、林務部への照会時間を要する場合がある。

また、(2)に関連して、無人航空機の飛行および撮影に係る許可は、散策利用者が常時存在していることと、公園のほぼ全域が鳥獣保護区であることから、許可は不相当と考えられる。現在、環境省でも自然公園内の無人航空機飛行に対して、検討が行われている。

現在、規制する根拠が森林公園条例および鳥獣保護法にないため、無届あるいは申請を許可するのであれば、例えば趣味での飛行を無限に看過あるいは許可することとなりかねず、事故等の発生を未然に防ぐ必要がある。

・禁止行為の明確化（森林法、森林公園条例 第4条 禁止行為）

森林公園条例第4条(5) 指定された場所以外の球技を禁止について

利用者から年1件程度、「グラウンドゴルフは岩手県滝沢森林公園でやれるのに、普通のゴルフ、サッカー、野球はやってはいけないのか。グラウンドゴルフも球技ではないか。どうしてグラウンドゴルフは認められているのか。あいまい、いい加減な判断で許可しているのではないか。」という質問を繰り返し受ける。

下記を根拠に回答しているが、質問者は、森林公園条例および施行規則に反映され県報などでの告示、岩手県HP等での公開および現地に指定場所が明示されていないことから、納得しない模様であった。

指定管理者としても、今後もこの対応でよいのか、疑問がある。

「滝沢森林公園における球技が可能な場所の指定および行為の届出（森保第136号平成26年4月）」

「森林公園使用許可及び行為許可にかかる対応について（森広林第4327号平成26年3月25日）」

森林法、森林公園条例第4条(3) 木竹を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを損傷について

近年、公園内の動物（鳥獣、昆虫、魚類含む）、植物、落葉、枝、果実、菌類等の採取が著しくみられ、巡視時に禁止行為を発見した場合、即時に違反者を指導した。しかしながら、法規や条例の掲示がないことを反論された。法治国家である以上、掲示の有無は問題ではなく、適用されることを述べたが、違反者は納得しなかった。関連法規名を記載した制札板を頻回に発生する場所に掲示、巡視時に携行し、指導を強化した。

・制札板の整備

文言の表現について、各種法規・条例・規則類に基づく禁止行為が、マナーに訴えるような曖昧な表現となっており、巡視時に違反者と対面し、利用指導を行う際に支障をきたすことがある。

上述の通り、木製品であり経年劣化が著しいこと、当公園がどこからでも入園できることから、設置場所および数量を検討する必要がある。

・利用料金の設定（森林公園条例 第6条 2 利用料金）

森林公園条例第6条2には、ネイチャーセンター研修室の利用料金が設定されていない。

受益者負担の側面から、利用料金を設定、徴収し、公平性を確保すべきと考えられる。

また、農林水産部所管の他の施設との整合性（森林ふれあい館多目的ホールおよび学習館ミーティングルーム）を取るべきと考えられる。1989年開園当初は、自然保護課所管であり、移管前のまま未設定である。

指定管理料および指定管理者の負担として、暖房費、環境整備（感染防止のための消毒等清掃管理、什器管理）などがあげられる。

・地域連携を強化し、相互の活性化を図りたい。

観察会・イベント及び研究を協働・共催し、施設相互の連携による相乗効果、魅力の再発見を継続したい。

・学術的根拠に基づく、改善提案

岩手県立大学地域連携協働研究課題に応募し、公園施設・植生・運営方法の評価を学術的知見から行いたい。

災害に強いまちづくりの一環として、防災機能の側面から評価を行いたい。

研究成果を管理運営の継続的な改善、施設の改善提案に資することとしたい。身障者の利用について、舗装構造などに課題があり、改修が望まれる。岩手県立大学総合政策学部の卒業研究の中で具体的な提案がみ

られるので、実行可能性など、岩手県および岩手県立大学との連携を取りながら検討を行いたい。

### ③県に対する要望、意見等

開園から 30 周年を超え、開園当初の利活用計画を顧み、現状と比較した場合、利用者ニーズ、内部環境および周辺環境の変化はいかなるものであろうか。長中期的な見直し計画が必要と思われる。

#### ・隣接する県立施設及び民地との境界

岩手県立大学、岩手産業文化センター及び民地との境界について、監督官庁より公函を拝受したが、現地に明確な目印がない。

指定管理の範囲として、管理責任を負うに当たり、予防保全の観点から、明示をお願いしたい。

#### ・治安の維持

当公園の治安の維持のありかたについて、指針をお示しく下さるようお願いしたい。

犯罪抑止および証拠能力向上のため、防犯カメラの設置、運用規定の整備（記録保持、個人情報、プライバシー保護など）をお願いしたい。

#### ・経年劣化に対する対応

構造物及び設備等は、指定管理者が日常管理を行っているが、経年劣化は避けられるものではない。長中期的計画を立案し、優先順位を検討しながら改修をお願いしたい。

#### ・気象災害への対応

前項に述べた突発的な気象災害について、隣接民地および滝沢市道への越境木および傾斜木などが、通行者および架線等への加害の危険があり、支障木処理を継続して執行していただきたい。

#### ・高度な専門知識を要する事案への対応

近年、ヒト間の感染症、人畜共通感染症および大型哺乳類の危害等に関する事案が発生している。これらは、

関連法規および高度な専門知識を要するものである。各地の公園における対応事例、最新情報を収集し、即時に対応できるよう配慮していく必要がある。

#### ・散策路沿いの支障木整理および散策路幅員の見直し

散策路の安全性を確保するため、多数の整理伐が必要と思われる。その際、散策路の幅員を広げることを提案したい。これにより、林木のセットバックによる減災効果および作業機械の進入路確保による管理効率的の向上が図られるものと思われる。

#### ・修景植栽の見直し

修景植栽が過密となり観賞価値が低下している箇所（つつじ園、サクラ類エリア、マンサクエリアなど）については、密度管理、配置の見直しが必要であると思われる。

#### ・水辺の広場池の排水路

練石積の劣化が見られる。改修や植生護岸などへの変更などの検討をお願いしたい。

#### ・バイオマストイレ

ポンプ及びトイレシステムが上述②に述べたとおりの脆弱性があり、改修の検討をお願いしたい。

#### ・木製品の劣化改修

木柵、案内板、制札板、道標、ベンチ等の計画的な改修をお願いしたい。

#### ・制札板の整備

文言の表現、材質、設置場所および数量の検討をお願いしたい。

#### ・林地内陥没

原因究明と対策をお願いしたい。

#### ・舗装構造

<p>身障者の移動経路上に不連続箇所があるので、改修の検討をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休場日について（森林公園条例 第2条別表 関連） <ul style="list-style-type: none"> <li>現状の休場日週1回を、他の業種並みの隔週2日への改訂を検討して頂きたい。</li> <li>現状の休場日であれば、増員が必要となるので、人件費の増額を検討していただきたい。</li> </ul> </li> <li>・冬季および夏季使用時間の設定について（森林公園条例 第2条 使用時間） <ul style="list-style-type: none"> <li>夏季を4月1日～10月31日と定め、夏季使用時間を9時から16時30分とし、また、冬季を11月1日～3月30日と定め、冬季使用時間を9時から16時とすることを検討して頂きたい。</li> </ul> </li> <li>・許可を受けなければならない行為の明確化（森林公園条例 第3条 許可を受けなければならない行為） <ul style="list-style-type: none"> <li>森林公園条例第3条(2)業としての写真撮影および(3)展示会その他これに類する催しものについて、明確な定義の記載をお願いしたい。</li> <li>また、(2)に関連して、無人航空機の飛行および撮影に係る許可についての規制を検討して頂きたい。</li> </ul> </li> <li>・禁止行為の明確化（森林公園条例 第4条 (5) 禁止行為） <ul style="list-style-type: none"> <li>当公園内での球技使用指定場所の現地への明示をお願いしたい。</li> <li>「滝沢森林公園における球技が可能な場所の指定および行為の届出（森保第136号平成26年4月）」および「森林公園使用許可及び行為許可にかかる対応について（森広林第4327号平成26年3月25日）」の森林公園条例および施行規則への反映、県報などでの告示、岩手県HP等での公開をお願いしたい。</li> </ul> </li> <li>・利用料金の設定（森林公園条例 第6条 2利用料金） <ul style="list-style-type: none"> <li>利用料金を設定し、受益者負担による公平性の確保および農林水産部所管施設との整合性を図るよう検討をお願いしたい。</li> </ul> </li> <li>・上述②のとおり、新型コロナウイルス感染防止についての経費増額分については令和1年度のみ調査があったが、以降調査さえなく、指定管理料の増額変更もなかった。他の指定管理者で増額変更があったことを知り、岩手県の指定管理者間の対応のばらつきがあること、増額の対応がなされなかったことに承服できなかった。本監査時に、その旨、監査員および監査事務局に情報提供済である。</li> </ul>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 県による評価等

<p>① 指定管理者の運営状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画に基づき適切に管理・運営を行うとともに、サービスの質や安全性の向上に努めた。</li> <li>・ 利用者ニーズに応じたイベントの企画、積極的な情報発信、近隣施設との協力等により、施設の利用促進を図った。</li> <li>・ 突発的な施設破損や新型コロナウイルス感染症拡大防止対応など、管理・運営上支障となる案件が発生したが、利用者の安全、利便性に配慮し、臨機応変に対応した。</li> </ul>
<p>② 県の対応状況について（自己評価）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者との連絡を密にし、管理運営状況の把握、情報共有に努めた。また、突発的な事案については、指定管理者から報告・相談があった都度対応した。</li> <li>・ 支障木等処理や施設の修繕等について、利用者等の安全性及び施設の快適性を考慮し、優先順位のものから実施した。しかし、予算の都合により全てには対応できていない。</li> </ul>
<p>③ 次期指定管理者選定時における検討課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経年劣化により修繕が必要な施設・設備が多数あり、計画的な修繕が必要となっている。</li> <li>・ 市道や民地沿いの支障木については、段階的に伐採等を行っていく必要がある。</li> </ul>

9 改善状況等

改善を要すると評価された項目（C、D評価の項目について）
改善状況
（指定管理者から県への報告年月日： 年 月 日）
改善状況の確認
（再評価年月日 年 月 日）